

# 令和4年度 森林所有者意向調査報告書

紫波町片寄地区（北上川上流区域 紫波町8林班～13林班）



令和5年2月 紫波町産業部環境課 林務係

## 【目 次】

	ページ
I 調査対象森林の調査区域と年次計画	2
II 令和4年度意向調査実施状況	4
III 意向調査集計	6
IV 意向調査結果の解説	
1 意向調査の実施について	8
2 設問ごとの調査総括	8
V 意向調査の実施により見えた森林所有者の意識と森林の整備状況	
1 紫波町の森林構成と今回の意向調査対象区域の特色	11
2 スギにおける森林施業の実施状況についての分析	12
3 意向調査後の取組課題	13
参考資料	
図1 紫波町森林整備計画に掲げる一体的に施業を行うことができると認められる区域	15
図2 調査対象区域(8~13林班)の位置と樹種	15
資料1 意向調査の依頼書と調査票の様式等	16
図4 集積計画の対象として検討する森林	20

## I 調査対象森林の調査区域と年次計画

(表1：紫波町森林整備計画に掲げる一体的に施業を行うことができると認められる区域)

No.	区域名	林班	区域面積(ha)	調査年度	参考：人工林面積(ha)	
					針葉樹	うち6齢級以下の人工林
1	中央	1~7,48~50,157,158	160.39	R6	38.80	1.47
2	水分	41~47	569.46	R5	217.36	8.96
3	志和	8~22,39,40	1,175.01	R4	375.19	111.06
4	山王海	23~38	1,015.07	R3	113.10	0
5	長岡	61~63	721.13	R6	398.78	54.17
6	赤沢北	64~70,73~76,78~81,83~88	1,233.39	R6	485.60	22.61
7	赤沢南	77,82,89~95,100,117~125	999.80	R7	308.45	23.73
8	星山大巻	71,72,98,99,100~109	625.86	R7	195.83	84.09
9	彦部	144~156	542.61	R8	203.47	43.84
10	佐比内西	96,97,110~115,136	454.22	R8	123.75	25.84
11	佐比内東	116,126~135,137~143	1,033.25	R8	320.18	8.90
	計		8,530.19		2780.51	384.67

紫波町内の各区域の位置は資料（報告書未添付）図1を参照のこと

### 1 調査年度

調査は上表の11区域について、令和3年（以下「R3」と標記）に山王海区域を試行調査として実施し、これを除く10区域を5ブロックに分け、R4からR8までの5年間を一巡目の計画期間として実施する。

令和9年度以降は、2巡目として、経済的な指標の活用や路網の充実を図りながら「標準伐期以上の林分」を中心に順次実施する計画である。

### 2 調査対象

紫波町での「意向調査」は、私有林のうち次ページ図3の赤枠で示す公有林等を除く人工林を対象として実施する。

森林経営管理制度における意向調査は、「経営管理集積計画」を目的とし、「経営管理が行われていない森林で、引き続き見込みがない森林」かつ「経営管理の集積化により林業経営の効率化や森林の管理の適正化が図られると認められる森林」を抽出して実施するものであるが、本町ではR4からR8の期間については集積計画の対象となりうる森林のみに限定した調査とはしない方針とする。その理由として、所有林の現状を把握していない所有者が多く、森林経営管理法が進める管理の手法について周知が行われていない現状において、森林所有者に最終的な結果のみを求め、集約することは無理があると判断した。

R4からR8において行う調査は、「森林所有者ごと」に「所有林全体の経営管理能力や事業者への管理作業委託状況」を聞き取りし、その結果を①「集積計画への取りまとめ」と②「すみやかな森林施業を行うこと」を並行して実行する。

(参考：紫波町の森林資源の構成と地域特性)

紫波町における人工林率は41%であるが、平坦な中央部を挟んだ東西の地域で地形の傾斜度や樹種構成が大きく異なっている。東部の牧畜、果樹と複合的農林業が維持されてきた地域では、現在はアカマツの天然林か広葉樹の天然林が多くを占めるため、意向調査により集約化し森林経営管理を行う対象林は収益性の面ではほとんど存在しなくなる。

また、これまでの投資を行ってきたスギ人工林の齢級構成は、10 齢級を超える「標準伐期以上」の森林の占める割合が大きいが、アクセス道がなく分散していて財産として魅力がなく、相続問題が発現しており、本町が森林所有者に管理を求めるためには、路網整備など木材生産コストに係る条件改善などの方針を示すことが重要となってくる。

なお、今回意向調査の対象としなかった抽出区域の周囲の森林については、別に「林業相談」を実施し、森林組合などの認定事業体を中心に、森林経営計画の策定を進め、一体となった管理に誘導していくこととする。

林業相談は、町の広報等で周知を行い、調査年度に該当した区域を中心に進める。

R3~8まで

私有林面積	8,530ha						
人工林	3,417ha	40%	天然林	4,834ha	57%		
	針葉樹	3,393ha	広葉樹	24ha			
経 営 計 画							
施 業 あり ( 10 年 以 内 )			無立木地等			279ha	3%
6 齢 級 以 下							
早 急 整 備 必 要							

調査対象森林（公有林を除く）

図3 紫波町における意向調査の対象区分

### 3 調査方法及び結果の対応方針

意向調査で森林所有者から町に管理委託を希望、または検討したいとされた森林は、施業履歴や管理状況を勘案し、次により対応する。

- ① 近接する施行対象林分を取りまとめる（集約化）など、補助事業等で実施可能な「短期間の対応で可能な状況」であれば、森林経営計画等の計画的な施業計画を策定し、整備を進めるよう、森林所有者及び認定事業体などに情報提供を行う。この場合にも、町は施業の推進に向けた支援を行う。
- ② 区域内での集約化が困難なほど分散し、アクセス道がないなど、認定事業体等での施業計画策定が困難な森林は、現地調査等を実施（衛星写真等の活用を含み、直営若しくは委託業務で実施）したのち、集積計画の策定を判断して対応する。

## II 令和4年度意向調査実施状況

本年度は調査地区を片寄地区（紫波町森林整備計画に掲げる一体的に施業を行うことができると認められる区域のうち志和区域【1,175 ha】に含まれる。）とし、対象森林の所有者に対して10月から11月にかけてアンケート方式（郵送）で意向調査を行い、森林の経営管理状況や所有する森林を今後どのように管理していくかなど、全4項目について調査を実施した。

準備段階	
対象森林	<p>対象区域の林種、樹種を塗り分けた図面から、<b>針葉樹人工林で6齢級以下</b>の森林を強調して、調査対象とする林班のエリアを8～13林班と決定した。</p> <p>参考資料（報告書末添付 図2）</p> <p>対象区域とした林班では、林種及び樹種、施業履歴での除外は行わず、森林所有者の管理意識等について実態調査の対象とした。</p>
所有者情報	<p>林地台帳の所有者及び課税台帳データとの照合により、対象者リストを作成。特定できた所有者に発送した。</p>
周知	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 意向調査票の発送後、町の広報で実施を通知した。</li> <li>2 あわせて対象者が多い地区の区長あてに回覧チラシを送付し、回答の返送をお願いするとともに林業相談会を地区公民館で開催することを周知した。</li> <li>3 回答期限にあわせて、意向調査票を発送した全員あてに回収率向上と疑問等に対するフォローアップのため、調査票回答の確認および林業相談会開催の案内ハガキを発送した。</li> </ol>

意向調査の進め方	
発送資料作成	<p>調査票は林野庁「森林経営管理制度に係る事務の手引き」をベースとし、調査票及び回答票は一体として構成。A3 見開きで一度に見られるようにし、裏面には資料として所有林の一覧リストと森林位置の図面を印刷した。</p> <p>参考資料 資料1</p>
回収率向上	
取り組み	<p>回答者が高齢者であることや、現地に行ったことがない所有者を想定し、回答票は1枚としたほか返送用の封筒を同封した。</p> <p>町の広報、地区の回覧で調査の実施と回答期限を周知した。</p> <p>電話による問合せ対応や、相談会でのフォローを通知して回答率の向上を図った。</p> <p>林業相談会の開催（12/13, 12/14） 相談件数 25件</p>
取組結果	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 調査への関心を示す回答期間内の電話問い合わせ件数が7件あった。</li> <li>2 回答期限内の回収率は67.1%であった。</li> <li>3 はがき等による未回答者への周知により回答期間後の追加が22件あり、回収率が76.4%に向上した</li> </ol>

総 括	
結果及び考察	<p>森林経営管理制度の周知及び回収率を高めるため、事前に下記の方法を検討した</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 郵送する資料等の作り方（内容理解の向上、返送の手間の軽減）</li> <li>② 地区での対面での説明会開催（詳細な説明は質疑応答で）</li> <li>③ 回覧板等のリアルタイムでの周知（横のつながりも利用）</li> </ol> <p>結果として、回収率は期限内に三分の二を超える 67%となったことや、回収率の向上策で最終的に 76%を超える回収率を示したことは、事前の準備として適当な方法であったと思われる。</p> <p>宛名不明は 6 件であり、課税台帳での照合効果があると認められた。</p> <p>実行面ではコロナ禍での集会抑制により、制度理解の周知は不十分な結果となり、電話対応と予約制による相談会となったことから、多くの町民に一齐に周知する方法には限界があったといえる。</p> <p>そのなかで、はがき等で「限定的な相談会を予約により開催する」という案内方法は、関心を喚起する手法として効果を上げたと考えられた。</p> <p>相談会の開催によって、意向調査の実施が森林所有者にどのように伝わったかのフィードバックを得たことは良い結果となった。</p> <p>また、回答票の自由回答は、思ったよりも回答者である所有者の考えが収集できなかった。</p> <p>アンケートを簡素化したことは、取組みやすくする面があった半面、簡素ゆえに回答側の所有者はどのように伝えるか困惑したと思われる。</p> <p>この点で、相談会などを今後も開始し、森林管理と林業施策に対する不安や疑問に幅広く対応することを合わせて周知することが、森林所有者の管理の積極性につながるものと考えられる。</p> <p>課題として、丁寧な調査の実施は、郵便料や資料作成の費用が回収率に対して効果的かどうか改善のポイントになると考える。</p>
改善方法及び次年度以降の方針	<p>調査区域の設定について</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市町村への「管理委託の対象とならない森林」を調査票から除けば、調査結果の把握では分析不要になるメリットの反面、森林所有者は森林の位置や状況について情報を得ることができなくなる。 相続など、今後の管理を担う者が誰になるかを考えたときは、森林経営管理法の規定による意向調査では対象としてはいないが、緊急に整備が必要な森林だけでなく、区域の面的な管理方法を徐々にでも策定していく必要があると思われることから、対象地域の抽出方針は変更しないこととする。</li> <li>2 調査区域が北上川東岸になる令和 6 年度以降は、緊急に整備が必要となる針葉樹人工林面積が大きく減少する。そのため、意向調査もきっかけとして、森林組合等が森林所有者との繋がりを一層強め、ドローンや GIS などを活用して森林整備の具体的な計画を作っていくことが求められている。 このことから、これを意向調査の付帯業務として加えた「拡張した意向調査」を森林組合に委託することを検討する。</li> </ol> <p>調査の方法について 調査対象森林の施業の要否など、管理に対する事前情報をデータに加える。</p>

### Ⅲ 意向調査集計

#### 1 意向調査回答の集計

#### 森林経営管理に関する意向調査集計(最終)

集計期間： 令和4年10月15日～令和4年12月15日

調査件数 (世帯)	237 件	回答件数 (世帯)	181 件
うち 未達件数	6 件	回収率	76.37%
調査筆数	871 筆		

		うち 人工林スギ (6 齢級以下)
調査面積	375.19ha	111.06ha
回答面積	299.14ha	88.4ha

問 1	今回のアンケートは、「令和2年4月の林地台帳」の情報を もとに送付していますが、対象山林についてあてはまる番号 に○をつけてお答え下さい。	回答数	回答率
①	山林は自分の所有で間違いない	166	91.7%
②	山林は自分の所有でない	6	3.3%
③	山林を自分が所有していることを知らなかった	1	0.6%
④	山林が自分の所有かどうかわからない	5	2.8%
未回答		3	1.7%

問 2	対象山林について、現在どのように管理（見回り）や整備 （間伐などの施業）をされていますか？	回答数	回答率
①	日常的な管理（見回り）や整備を自分で行っている。	5	2.8%
②	日常的な管理（見回り）は自分で行っているが、整備（間伐 などの施業）はほかの人（あるいは団体）に委託している。	13	7.2%
③	日常的な管理（見回り）も整備（間伐などの施業）もほかの 人（あるいは団体）に委託している。	8	4.4%
④	日常的とはいえませんが、3年以内に管理（見回り）や整備 （間伐などの施業）を自分もしくはほかの人（あるいは団 体）が行った。	28	15.5%
⑤	特に管理も整備もしていない	111	61.3%
⑥	その他	12	6.6%
未回答		4	2.2%

問 3	対象山林について、過去10年以内に間伐などの整備をされ ましたか？わかる範囲でお答え下さい。	回答数	回答率
①	整備をした（内容（わかる範囲で）： （例：△年△月に間伐））	43	23.8%
②	整備をしていない	99	54.7%
③	わからない	33	18.2%
④	その他	3	1.7%
未回答		3	1.7%

問 4	対象山林の今後の経営や管理についてどのようにお考えですか。	回答数	回答率
①	自分で経営や管理をしていきたい（今後の施業予定： ）	19	10.5%
②	自分で委託先を探し、経営や管理を委託したい。 （想定している委託先： ）	6	3.3%
③	既に他者に委託しており、引き続き継続して委託したい。 （今後の委託予定： ）	6	3.3%
④	町に経営や管理を委ねることについて検討してみたい。	134	74.0%
⑤	その他	8	4.4%
未回答		8	4.4%

#### 自由記入欄の内容

- ・固定資産税を支払っている土地の地目が溜池となっており、5条森林外かもしれません。  
次は更新されることになりますか？またその場合経費が発生しますか？
- ・昨年住所が変更になりました。来年も住み替えの為住所変更する予定です。  
委託管理する際の説明や手続きが面倒そうなので現状のままでよい。
- ・林道整備（くずれ）を補修願いたい。（森林税及び個人抛出一部含め）
- ・所有者が亡くなったが名義変更していない

## 2 集積計画を策定する基礎となるデータと見通しについて

集積計画策定の対象となる森林の面積について、森林所有者から町への経営委託を希望された森林を抽出条件で整理した。

条件は、針葉樹人工林であり、森林経営計画がなく、10年以内の施業履歴がないものである。

これを6齢級から9齢級以下の森林と10齢級以上の森林で分けて取り扱うこととし、10齢級以上の森林は、現在の生育状況として疎密度から優先する森林を抽出した。

それぞれの対象面積は下表のとおりである。

なお、最終的に町が経営管理権を設定する面積は、現地調査及び相続、共有者等を確認して取りまとめを行うためこのとおりではない。

表2 森林経営管理集積計画の対象として検討する森林の面積

6 齢級から 9 齢級	10 齢級以上
9.32 ha (64 筆)	40.29 ha (200 筆)

6 齢級から 9 齢級以下の森林は、森林組合等の長期受託による森林経営計画の策定と補助事業を活用した森林整備の実行を図るよう所有者へ働きかけを行う。

10 齢級以上の森林は、森林整備計画上の伐期となっていることから、木材利用の面を考慮して集積計画の対象林とするか検討する。

検討の方向としては、森林資源管理簿及び現地調査等で確認した森林の疎密度を一つの指標として事業の時期を計画し、必要な路網の修繕、整備を合わせて取りまとめることとする。

表3 町への委託を希望する森林所有者の森林のうち、「集積計画を検討する対象森林」※の面積

齢級	面積 (ha)	平均疎密度 (Ry)	樹種
10	4.36	0.78	スギ、アカマツ
11	3.33	0.77	スギ、カラマツ
11	2.05	0.82	アカマツ
12	6.72	0.77	スギ
12	2.91	0.83	アカマツ
13	9.18	0.77	スギ
13	1.21	0.82	アカマツ
14	4.76	0.77	スギ
14	1.14	0.82	アカマツ
15	1.50	0.77	スギ、カラマツ
16	1.36	0.78	スギ
17～	1.77	0.78	スギ
<b>合計</b>	<b>40.29</b>		

※集積計画の対象となる森林は、下記条件を満たすものです。

- ①適切な森林整備が必要（天然林や手入れが必要ではない広葉樹林を除く）
- ②森林経営計画の策定がない
- ③適切な管理が長期間実施されていない
- ④所有者による経営管理が困難な森林

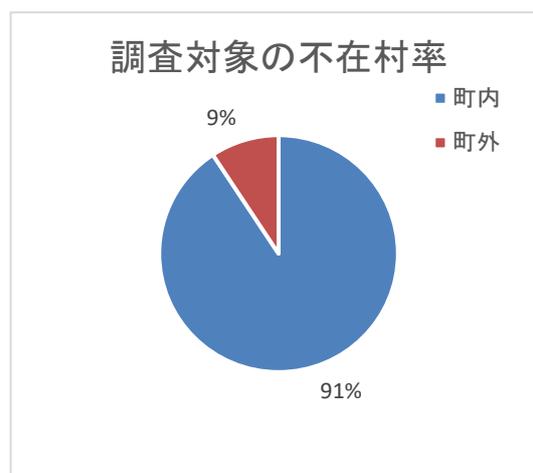
#### IV 意向調査結果の解説

##### 1 意向調査の実施について

調査対象のうちの不在村所有者は 9.3% (22 人) であり、地域住民が管理する山林の割合が多い区域といえた。

**森林所有者 237 名、375.2ha (871 筆) を対象に意向調査の結果、回答率は人数ベースで 76.4% となった。**

調査票が宛名不在で返送されたのは 6 人であり、町内あて 3 件、県内他市町 1 件、県外 2 件の内訳であった。



調査票は、課税台帳情報で確認した住所に郵送しているが、地域内で返送された 2 件は住宅そのものがなくなっており、県外等の 4 件は、さらに転居するなどにより住民票異動などの調査が必要なものであった。

調査票の回答に関しては、調査期間内に電話での問い合わせで「内容が理解できない」として 3 件あったほか、「森林経営管理制度の内容確認」が 4 件あったものの、回答期限内で 67% の回答があった。

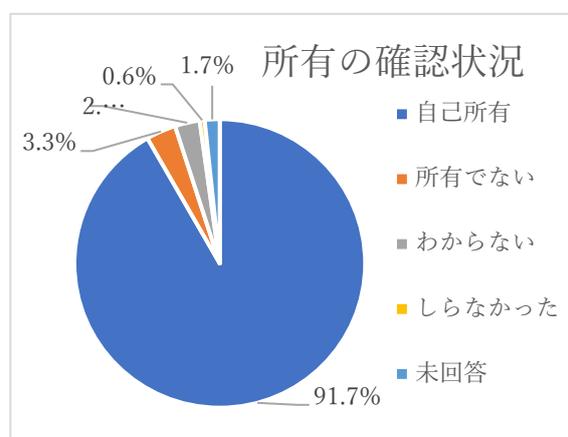
調査票の郵送による調査のほか、調査期間内に「森林経営の相談会」の開催を意向調査の対象者全員にはがきで送付し回収期間を 15 日延長した結果、最終的に 22 件 (9.5%) の回収率の向上となった。

##### 2 設問ごとの調査総括

###### (1) 問1 「対象山林の所有者について」

は「自分の所有である」は 166 人 (91.7%) の方が自所有地であることを認識している。

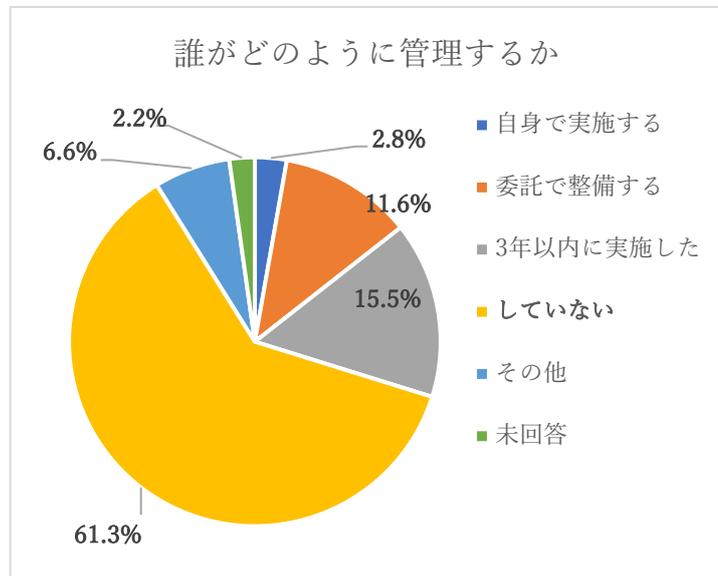
次いで「自分の所有ではない」6 人 (3.3%) 「自分の所有かわからない」5 人 (2.8%) となっている。



(2) 問2 「対象山林の管理や手入れの状況について」は「管理や整備を自分で行っている」は5人(2.8%)で、「日常的にはではないが(3年以内に)自分か、他人にさせて行った」28人(15.5%)であり、あわせて33人(18.2%)の所有者が整備を積極的に行っていた。

「管理を委託している」は21人(11.6%)であり、**森林所有者が管理を行っている森林は61人(33.7%)**となった。

一方、「特に管理も整備もしていない」という回答が111人(61.3%)となった。

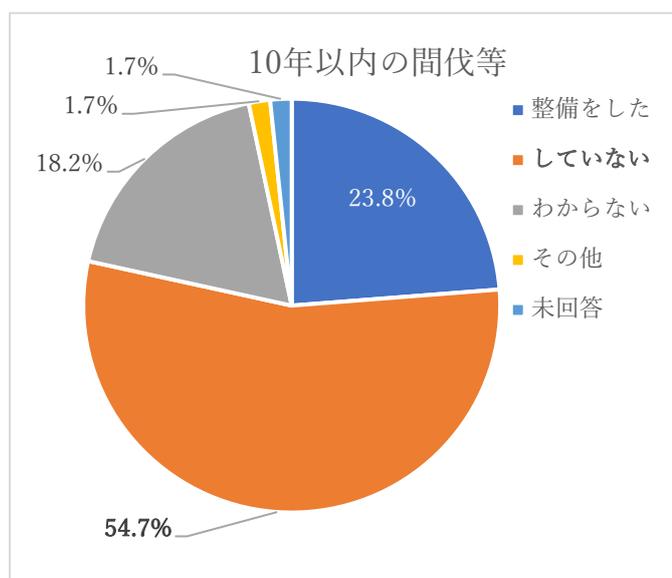


※ 回答の三分の二で「整備が行われていない」という状況は大きな問題である一方、森林組合からは、除間伐の実施を計画的に進めているという認識があった。このため、意向調査を実施した対象森林で本来抽出する整備が必要な針葉樹人工林に対する森林整備の状況については、このあとのVの2で分析を行った。

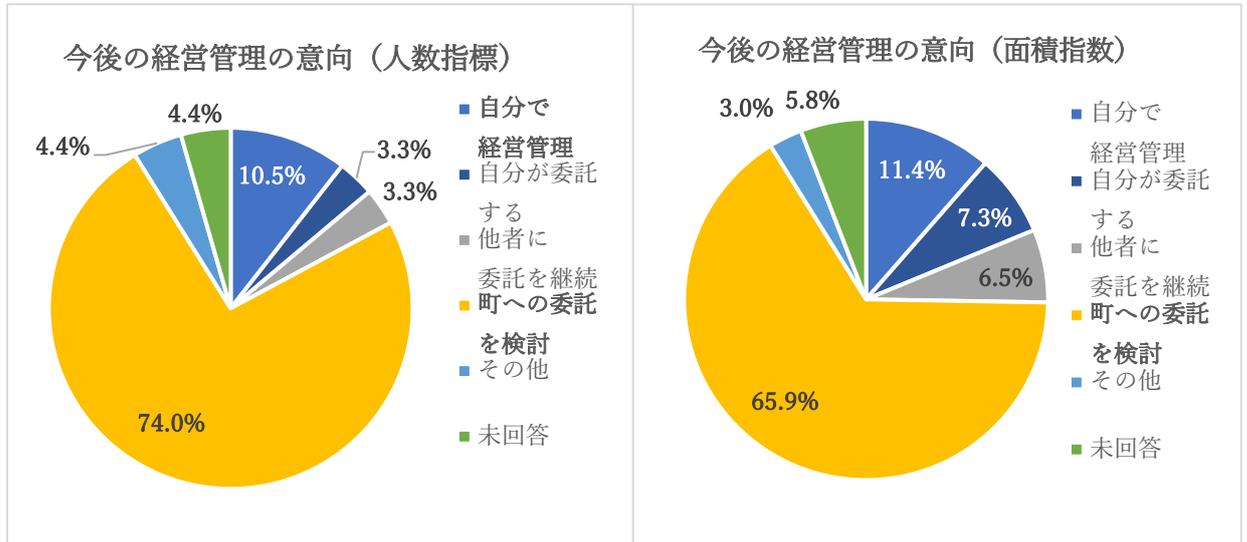
(3) 問3 「過去10年以内の間伐などの整備について」は「整備をした」43人(23.8%)、「整備をしていない」は99人(54.7%)、「わからない」は33人(18.2%)であった。

問2の管理状況の結果と合わせてみると、「わからない」と回答した33人(18.2%)は「特に管理も整備もしていない」と回答した111人を母数にして、約3割(29.7%)となっており、相続や核家族化、高齢化によるなどの原因によるものと推定される。

なお、「山林を手放したい」(売却や寄付等)という意向は、調査の自由回答にもみられる。



(4) 問4 「今後の経営や管理について（委託による管理の意向）」は、「町に経営や管理をゆだねることを検討したい」は134人（74.0%）と多くの回答が「森林経営管理制度の内容」によっては委託したいと考えていた。



今回の設問では森林の土地の所有についての意向は判断できないものの、森林所有者自身が森林を管理することが難しいと考えている状況が明らかとなった。

一方、財産としての山林への期待は「自分で管理していきたい」が19人（10.5%）であり、財産としての興味が低下していることが見て取れた。

(5) 自由記入欄の内容について

記入があった回答は4件であり、記入内容の分類では、相続手続きや作業道の現況報告であった。

記述内容はⅢの集計に記載した。

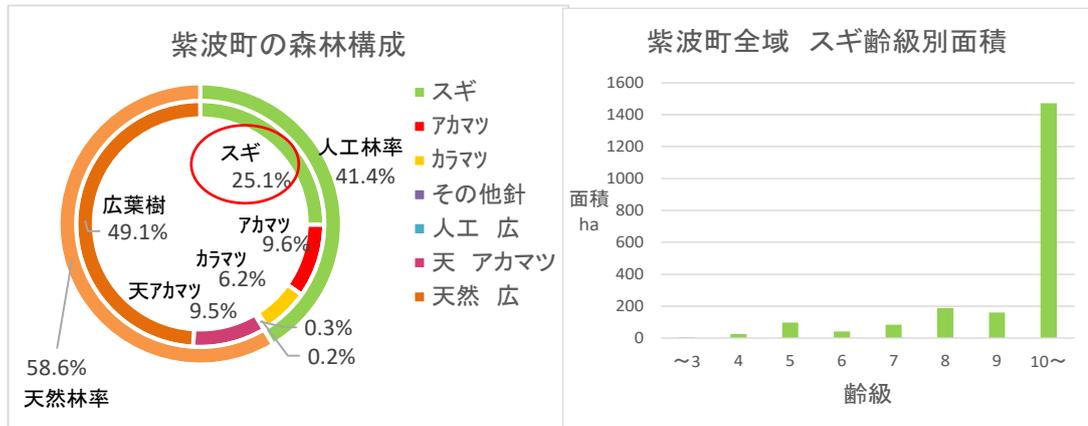
森林所有者が感じている下記についての情報は、別の手段での意向確認を検討したい。

- ① 制度への疑問や要望
- ② 所有林の売却や寄付等の処分に関すること
- ③ 高齢への不安・相続
- ④ 山林の場所関係（不明、現況）
- ⑤ 管理委託への希望

V 意向調査の実施により見えた森林所有者の意識と森林の整備状況

1 紫波町の森林構成と今回の意向調査対象区域の特色

紫波町の森林の人工林と天然林の比率と、人工林における樹種構成は図V-1となる。

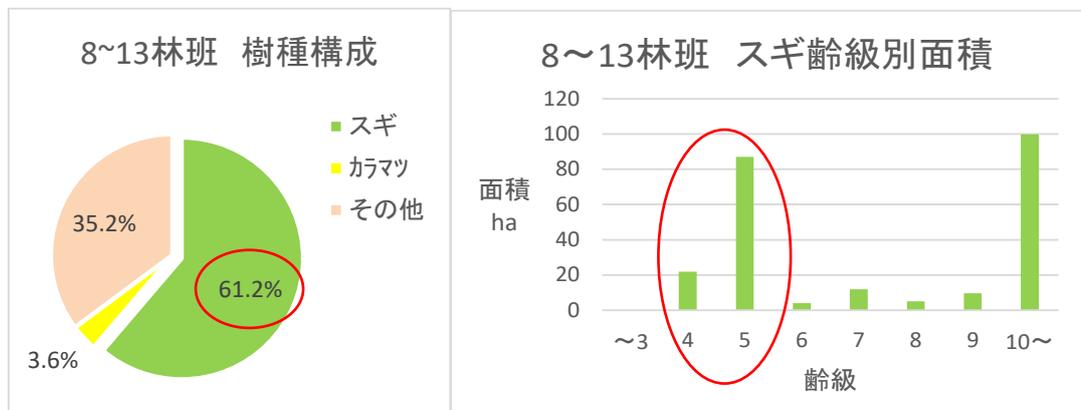


人工林率は41%。針葉樹ではスギが樹種構成最大の25%であり、面積は2,072ha。

スギの年齢級別構成をみると 10 年齢級以上が71%となる。紫波町のスギ標準伐期は45年であり、多くが収穫を目的とした施業が必要な林分となっている。

これを、今回の調査対象区域と比較すると次のような特徴がある。

意向調査対象区域（8~13 林班 図V-2）の特徴



スギ（61.2%）とカラマツ（3.6%）で約65%の人工林率となっている。面積は254ha。スギの年齢級別構成では 4~5 年齢級と10 年齢級以上に2つの鋭いピークを持つ構成である。この特徴的な4~5 年齢級のデータを無視すると全町の構成と変わらないことから、スギの面積の45%（面積109ha）を示す4~5 年齢級のスギがこの区域の特徴となっている。

このスギは2回の山火事の復旧によって植栽されたものである。また、土地は国土調査による境界確定もされており、所有者の情報も明確な場所になっている。

## 2 スギにおける森林施業の実施状況についての分析

意向調査結果の集計結果で「森林の管理や整備の実施状況」について調査した問2と問3において、回答の5~6割程度が「(森林の) 整備を行っていない」と回答した結果について検証する。

今回の対象森林では国のマニュアルが示すような「(施業が必要な) 人工林針葉樹林」で、「森林経営計画等の策定がない」、「過去10年程度の期間において施業履歴のない森林」などの条件により抽出して調査したものではなかった。

このため森林所有者の回答判断は、各々が幅広い条件で回答しており、施業の必要性と内容について、回答結果をそのまま受け入れてよいか確認する必要がある。

町が集積計画を策定し、すみやかに整備を推進すべきとされる森林は、前記1の林種・樹種構成においてスギとなるため区域内のスギの10年以内の施業履歴を年齢別に調査した。(図4)

(カラマツは森林簿の確認で対象面積が小さく、高齢級であることから除外する。)

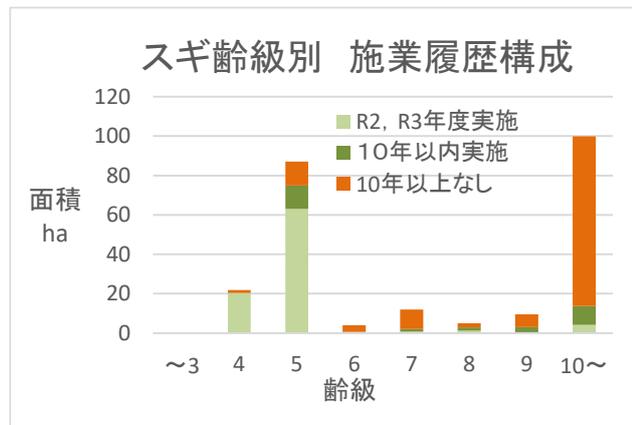


図4

この結果、森林組合の証言のとおり 4~5 年齢級のほとんどの林分が3年以内に施業が実施されていることが確認され、低年齢級で必要な施業はかなり実施されていることがわかった。

一方で、高齢級の林分では整備が実施されていないため、「整備されていない」という回答は昔から所有するスギ林が手入れされていないという不安感によるものと考えられる。

現在の補助事業による間伐は面積を集約した(搬出)利用間伐が条件となることから、従来から維持され、作業路網のない高齢級林への管理対策が必要とであると考えられる。

今回、問4で調査した町への管理委託希望が高いことを踏まえ、必要な整備を進めるために、林況や作業路網整備計画などの調査を行う。

このデータ収集の方法や活用も重要なデータであることから、調査方法を検討し、森林組合等の現地施業を実施する機関と協力しながら調査は数か所の現地調査を加えて実施していくことを検討する。

### 3 意向調査後の取組課題

令和4年度の調査では、町に委託したい（検討したい）という希望が回答した人の7割に上った。この状況について、相談会に参加した所有者への聞き取りから「森林経営管理制度」や「町がこの制度を活用してどのような取り組みを行うか」が不明であること、そのため「まず状況を把握したい」という動機から他の選択を積極的に選ばないことが把握できた。

「意向調査」の実施によって今回の調査対象地域では下記の現状を把握した。

（調査票関係）

- ・森林所有者の森林への関心は高い（回答率7割）
- ・必要な施業が実施されているか自信がない。（回答「整備していない」が5割を超える）
- ・4齢級の初回間伐が必要なスギ林分への施業はほぼ実行されていた。
- ・アクセス道がない小面積（0.2ha以下）林分が取り残される状況にある。

（聞き取り）

- ・所有林へ行ったことがない所有者が増え、森林組合等が現場に案内を行うことや、境界を維持する活動を要望する意見がみられる。

（森林整備推進の課題）

- ・現在、手入れの必要な人工林は10齢級以上の利用可能な林分がほとんどであるため、今後必要とされる森林施業は、環境林としての針・広混交林化か、木材利用を目的とした利用間伐の実施であり、集約化やアクセス道の有無を検討し、計画的な実行が課題である。
- ・意向調査を「人工林を対象として抽出」した場合、調査が行われない森林が発生すること。
- ・特に令和6年度から令和8年度における意向調査では、広葉樹林化しつつある（松くい虫被害がある）アカマツ林が対象区域の森林のほとんどを占めることになるため、森林所有者の管理意欲を高める町の支援が課題となる。

## 【参考資料】

図1 紫波町森林整備計画に掲げる一体的に施業を行うことができると認められる区域

図2 調査対象区域（8～13林班）の位置と樹種

資料1 意向調査の依頼書と調査票の様式等

図4 集積計画の対象として検討する森林



### 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域図

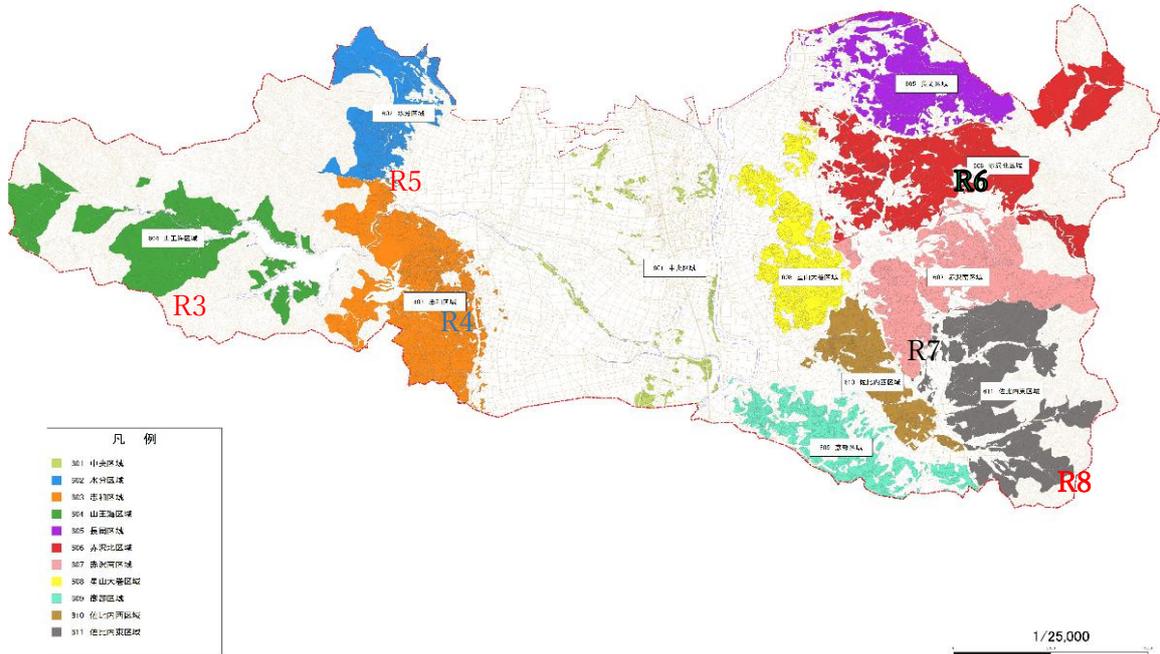


図1 紫波町森林整備計画に掲げる一体的に施業を行うことができると認められる区域

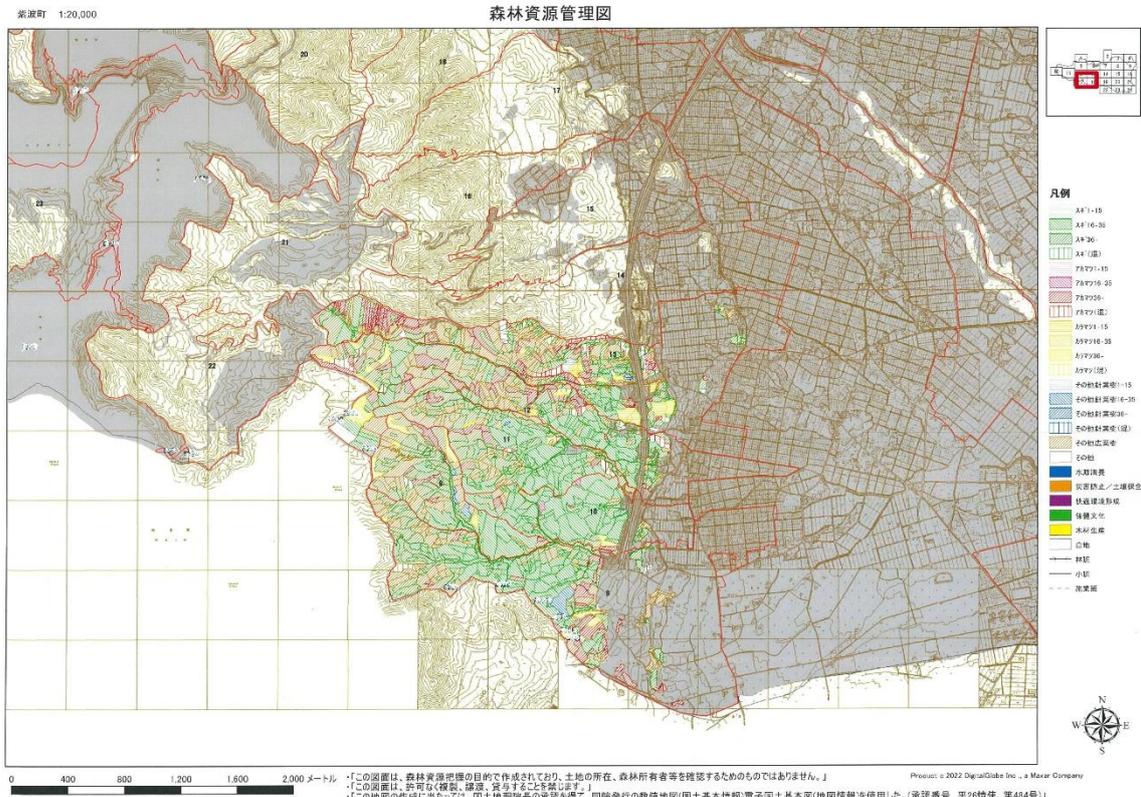


図2 調査対象区域（8～13林班）の位置と樹種

資料1 意向調査の依頼書と調査票の様式等

紫 環 第 号  
令和4年 月 日

様

紫波町長 熊谷 泉

所有山林に関する意向調査

紫波町では現在、町内の山林を適切に管理していくため、平成31年4月に施行された「森林経営管理法」に基づいて、町内に山林を有する森林所有者の皆様へ、今後の所有山林の経営や管理の意向などをお伺いし、これを踏まえて町による経営管理権の設定などについて検討していくこととしています。

- (1) 志和（片寄）地区の森林所有者の皆さまを対象に、森林管理についての意向調査を実施します。
- (2) 別紙1【調査票様式】に必要事項を記入し、お手数ですが提出期限までに返信用封筒で返送していただきますようお願いいたします。
- (3) 連絡先の確認のため、別紙1【調査用様式】に住所・氏名及び連絡先の記入（必須）をお願いいたします。
- (4) 同封の【森林資源管理図】は、現在所有されている森林の位置及び樹種を把握していただくための資料です。
- (5) 「森林経営管理法」についての内容や所有されている森林の状況などについて、希望する方には予約制により個別相談をいたしますので、事前に電話等での予約をお願いいたします。

**提出期限：令和4年11月30日（水）必着** までに【調査用様式】を返信用封筒に入れポストに投函してください。

○同封されている物

- ・森林経営管理制度について
- ・調査票様式（別紙1）
- ・今回意向調査を行うあなたの所有山林
- ・森林資源管理図
- ・返信用封筒

別紙1 【調査票様式】

所有山林に関する意向調査

	所 有 者	回 答 者 (所有者との続柄： )
氏 名		
住 所		
連絡先 (電話番号)	— —	— —

(必ずご記入ください)

それでは、所有山林について伺います。

**【今回意向調査を行うあなたの所有山林】**を確認し、あなたの所有する山林のうち、今回意向等を伺わせて頂く山林（以下、「対象山林」とします）をご確認ください。

※今回の調査対象範囲外の所有山林については記載しておりません。

※複数の方が共同所有（共有山林）している場合は代表者のみにお知らせしています。

問1 今回のアンケートは、「令和2年4月の林地台帳」の情報をもとに送付していますが、対象山林についてあてはまる番号に○をつけてお答え下さい。

- ① 山林は自分の所有で間違いない。(問2へ)
- ② 山林は自分の所有ではない。(問1-2へ)
- ③ 山林を自分が所有していることを知らなかった。(問2へ)
- ④ 山林が自分の所有かどうかわからない。(問2へ)

問1-2 もし、森林所有者がおわかりでしたらお知らせ下さい。

氏 名：  
連絡先：

(問1で①又は③とお答えになった方)

問2 現在の対象山林の管理や手入れの状況について

対象山林について、現在どのように管理（見回り）や整備（間伐などの施業）をされていますか？

- ① 日常的な管理（見回り）や整備を自分で行っている。
- ② 日常的な管理（見回り）は自分で行っているが、整備（間伐などの施業）はほかの人（あるいは団体）に委託している。
- ③ 日常的な管理（見回り）も整備（間伐などの施業）もほかの人（あるいは団体）に委託している。
- ④ 日常的とはいえないが、3年以内に管理（見回り）や整備（間伐などの施業）を自分もしくはほかの人（あるいは団体）が行った。
- ⑤ 特に管理も整備もしていない。
- ⑥ その他 ( )

問3 対象山林について、過去10年以内に間伐などの整備をされましたか？わかる範囲でお答え下さい

- ① 整備をした（内容（わかる範囲で）： (例：△年△月に間伐)
- ② 整備をしていない
- ③ わからない
- ④ その他（ )

**問4を答える前に必ずお読みください。**

◎ 平成31年4月に施行された【森林経営管理法】では、森林所有者の方々が自ら管理することが難しい山林について、森林所有者の方と町が相談して今後の山林管理の方針を定めた上で、森林所有者の方が町に経営や管理を委託できる（経営管理権を設定する）法律です。

**山林の所有権は引き続き山林所有者の方が持ち、また、町が所有者から寄付を受けるものではありません。**

経営管理権が設定された山林について、町は自ら管理するか、林業を行う事業体などに経営や管理を再委託する（【経営管理実施権】を設定する）こととなります。

対象山林を町や林業を行う事業体が経営や管理を実施した結果、利益が発生する場合には、あらかじめ定められたルールにのっとり、利益の一部が森林所有者の方に支払われます。

（利益がない場合は支払われません。）

**この制度の利用を検討する方は、次の問4で④を選択してください。**

検討しない方は上記を確認の上、問4に進んでください。

問4 対象山林の今後の経営や管理についてどのようにお考えですか。

- ① 自分で経営や管理をしていきたい。（今後の施業予定： )
- ② 自分で委託先を探し、経営や管理を委託したい。（想定している委託先： )
- ③ 既に他者に委託しており、引き続き継続して委託したい。（今後の委託予定： )
- ④ 町に経営や管理を委ねることについて検討してみたい。
- ⑤ その他（ )

調査は以上です。御協力ありがとうございました。

**提出期限：令和4年11月30日（水）必着**

この用紙を返信用封筒に入れ、ポストに投函してください。

※ 本調査はあくまで森林所有者の皆様に対象山林に関する経営や管理の意向をお伺いするものです。**この調査において町に経営や管理を委ねることを希望されることをもって、町が経営や管理の委託を受けることをお約束するものではありません。**

○連絡欄

相続等で所有者が変更となるなど、記載事項の修正が必要な場合等で要望を記入してください。

[ ]

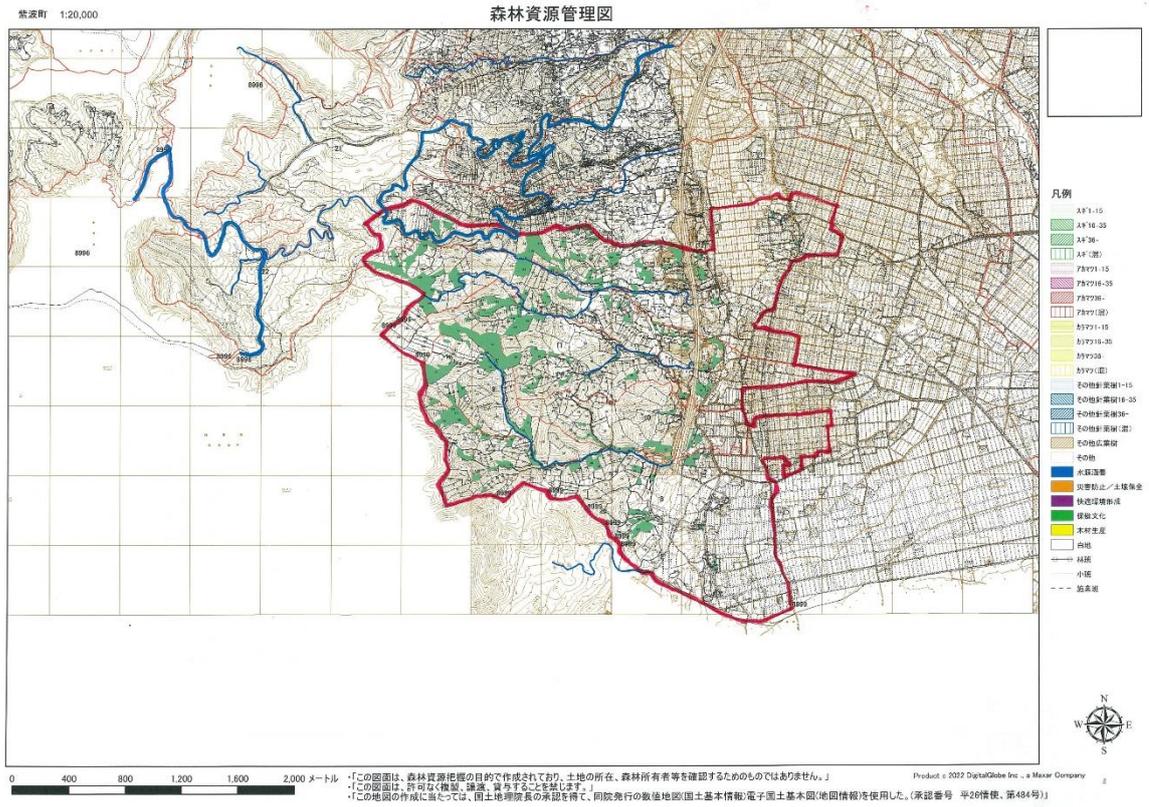


図4 集積計画の対象として検討する森林

町への委託を希望する森林所有者の森林のうち「集積計画を検討する対象森林」(P.8 表3対応)

林班	小班	林班	小班	林班	小班	林班	小班	林班	小班	林班	小班	林班	小班
8	8	8	111	9	2	11	31	12	2	12	177	13	121
8	10	8	112	9	9	11	36	12	15	12	178	13	122
8	17	8	114	9	10	11	39	12	16	12	182	13	125
8	18	8	116	9	11	11	52	12	17	12	184	13	137
8	27	8	118	9	12	11	58	12	21	12	190	13	144
8	32	8	119	9	13	11	59	12	52	12	191	13	157
8	34	8	125	9	15	11	61	12	68	13	13	13	162
8	35	8	126	9	28	11	64	12	70	13	21	13	168
8	38	8	127	9	33	11	70	12	76	13	29	13	177
8	39	8	128	9	35	11	71	12	82	13	32	13	179
8	40	8	129	9	42	11	90	12	83	13	43	13	181
8	61	8	131	9	43	11	104	12	88	13	46	13	182
8	69	8	132	9	44	11	118	12	95	13	48	13	184
8	71	8	135	9	48	11	119	12	97	13	49	13	190
8	78	8	137	9	49	11	123	12	102	13	54	13	191
8	79	8	139	9	50	11	124	12	104	13	55	13	193
8	80	8	143	9	56	11	130	12	114	13	56	13	195
8	84	8	145	9	57	11	131	12	123	13	62	13	198
8	89	8	146	9	59	11	132	12	130	13	63	13	199
8	91	8	147	9	61	11	133	12	138	13	67	13	200
8	95	8	148	10	2	11	134	12	141	13	68	13	203
8	99	8	149	10	3	11	135	12	142	13	71	13	204
8	103	8	151	10	15	11	138	12	149	13	97	13	210
8	109	8	154	10	28	11	140	12	150	13	100	13	212
8	110	8	157	10	51	11	142	12	152	13	109	13	214
		8	167	10	70	11	144	12	153	13	110		
		8	177	10	72	11	145	12	155	13	112		
		8	179	11	20	11	148	12	170	13	114		
		8	182	11	22	11	149			13	116		
		8	236							13	117		
		8	240							13	119		
										13	120		